

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○建築基準法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通八八)

### 〔告 示〕

○広帯域電力線搬送通信設備の型式の指定を取り消した件 (総務六三三)  
○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件 (総務・法務・経済産業一三、一四)  
○戸籍法第一百七十七条の二第一項の規定による指定に関する件 (法務五三三)  
○日本国に帰化を許可する件 (同五三四)

○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十年度から平成二十五年度までの間における財政安定化基金拠出率 (厚生労働三八四)  
○健康保険組合の事務所所在地を変更した件 (同三八五)

○保安林の指定をする件 (農林水産一四〇六、一四〇八)  
○保安林の指定を解除する件 (同四〇九)  
○保安林の指定施設要件を変更する件 (同四一〇、一四一三)

○雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する件 (経済産業二八二)  
○電気機械器具品質表示規程の一部を改正する件 (同二八二)

○高速自動車国道に関する件 (国土交通一四九五、一四九六)  
○水路測量の実施に関する件 (海上保安庁二八三)  
○海上における射撃訓練を実施する件 (防衛二一九、二二二)

○道路に関する件 (関東地方整備局三五〇、三五二)  
○高速自動車国道に関する件 (同三三三)

○自動車専用道路を指定する件 (近畿地方整備局一三八)

○船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があった件 (東北運輸局三三八)

○国会事項

○人事異動

〔叙位・叙勲〕  
〔官庁報告〕  
労働

最低賃金の改正決定に関する公示  
(千葉労働局最低賃金公示六、七、愛知同二、九、山口同五)  
国家試験

平成十九年度検察官特別考試合格者  
(検察官・公証人特別任用等審査会)

〔公 告〕  
諸事項

財団、土地家屋調査士懲戒処分、社会保険労務士懲戒処分、農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告、建設業の許可の取消処分関係裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係地方公共団体  
教育職員免許状失効関係  
会社その他

○国土交通省令第八十八号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六條第一項の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成十九年十一月十四日  
国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築基準法施行規則の一部を改正する省令  
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。  
第一条の三第一項第一号ロ(3)中「書類」の下に「建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。」を加える。

第三条の二中「とする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更(第九号に掲げる変更を除く。)が生じる場合においては、この限りでない。」を「であつて、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるものとする。」に改める。

第三条の三第一項中「第一条の三の下に「第一項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条」を加える。  
別記第二号様式(注意)4. ⑤中「4. 建築基準法」を「建築法」に改め、「(型式適合認定・構造方法等の認定を除く。)」を「(記入していただく)」を「4. 又は別紙に記載して添えてください」に改める。

別記第十九号様式(注意)4. 中⑤を①と、②の次に次のように加える。  
① 10種は、申請建築物について安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなること、が確かめられた時の図書を添えていただくこと、  
別記第二十六号様式(注意)4. ②の次に次のように加える。

② II種は、申請建築物について安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなること、が確かめられた旨の図書を添えていただくこと、  
附 則  
この省令は、公布の日から施行する。

○国会事項  
○人事異動

(三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
    - 字緑山一四三の一・一四三の一〇
  - (2) 以上の二筆について次の図に示す部分に限る。
    - 字緑川尻二九二〇から二九二二まで、字江良田二九二六、二九二七、二九三二の一、二九三二の一
  - (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- (二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 山口県山口市嘉川字千見折二四の一、二四の二から二四の五まで、字千見折山二四の二、二四の四、周南市大字鹿野下字古屋ケ迫二二、二三、字原河内二五三から二五五まで、大字大道理字奥山一九〇四

- の三、一九〇四の四、一九〇四の一から一九〇四の一四まで、一九〇四の三〇、一九〇四の三一、大字奥山字佐瀬二二九五の一
- (二) 保安林として指定された目的、土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 字千見折二二四の一・字千見折山二二四の二・二二四の四・字原河内二五三から二五五まで(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)
      - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
      - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
        - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
  - (二) 次の図及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

○経済産業省告示第百八十一号

家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三条の規定に基づき、雑貨工業品品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十二号)の一部を改正する告示を次のように定める。

雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示

雑貨工業品品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二第四号中「せつけん試験方法」を「石けん試験方法」に改める。

別表第二第四号合成洗剤の項(三)中「合成洗剤試験方法」の六・三「pH」を「合成洗剤試験方法」の八・三「pH値」に改める。

別表第二第六号ウレタンフォームマットレスの項(三)中「クッション用軟質ウレタンフォーム」の五「寸法」の表三「長さ及び幅の寸法許容差」及び表四「厚みの許容差」を「耐荷重用軟質ポリウレタンフォーム」の十「寸法」の表四「フォームの長さ及び幅の許容差」及び表五「厚みの許容差」に、同項(四)中「K六四〇〇(軟質ウレタンフォーム試験方法)六・三A法」を「K六四〇〇(軟質発泡材料)物理特性の求め方」第二部「硬さ及び圧縮たわみ」の六・七「D法」に、同項(五)中「K六四〇〇(軟質ウレタンフォーム試験方法)八・一・三に規定する繰返し圧縮残留ひずみ率」の「K六四〇〇(軟質発泡材料)物理特性の求め方」第四部「圧縮残留ひずみ及び繰返し圧縮残留ひずみ」の六・二・四に規定する「に改める。

別表第二第六号スプリングマットレスの項(二)中「住宅用普通ベッド」の五・四「を」住宅用普通ベッド」の六・二「に」住宅用普通ベッド」の五・三「マットレスの製作許容差」の表四「を」住宅用普通ベッド」の六・一「製作許容差」の表三「に、同項(五)中「硬鋼線材」の三「を」硬鋼線材」の四「に改める。

別表第二第七号(三)中「K六二五八の四(加硫ゴムの浸せき試験方法)」を「K六二五八(加硫ゴム及び熱可塑性ゴム耐液性の求め方)の五」に改める。

別表第二第二十一号(二)表1中「マイナス〇・二五デジオプトリ」を「マイナス〇・二五デジオプトリ」に、「〇・二五デジオプトリ」を「〇・二五デジオプトリ」に、「〇・一六六デジオプトリ」を「〇・一六六プリズムデジオプトリ」に改める。

別表第二第二十一号(二)表2中「T八一四一の八・一・七(しゃ光能力試験)」を「T八一四一(遮光保護具)の九・一f(遮光能力試験)」に、「T八一四一の八・一・七(しゃ光能力試験)」を「T八一四一(遮光保護具)の九・一f(遮光能力試験)」に改める。

別表第二第二十七号(二)イの表の備考中(紙の繊維組成試験方法)を「紙、板紙及びバルブ繊維組成試験方法」に改める。

別表第二第二十九号クレンザーの項(二)中「せつけん試験方法」を「石けん試験方法」に改める。

別表第二第二十九号クレンザーの項(二)イ中「5・8」を「7・8」に改め、「同規格5・7・3(2)に規定する」3は「4」と読み替える。」を「同7・7・3bに規定する」記号3は「記号4」と読み替える。」に改める。

この告示は、平成十九年十一月十四日から施行する。

○経済産業省告示第百八十二号

家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三条の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十三号)の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年十一月十四日

電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示

電気機械器具品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二第九号(二)中「電気ミキサ」を「電気ミキサ・電気ジューサ」に改める。

別表第二第七号(三)中「K六二五八の四(加硫ゴムの浸せき試験方法)」を「K六二五八(加硫ゴム及び熱可塑性ゴム耐液性の求め方)の五」に改める。

別表第二第二十一号(二)表1中「マイナス〇・二五デジオプトリ」を「マイナス〇・二五デジオプトリ」に、「〇・二五デジオプトリ」を「〇・二五デジオプトリ」に、「〇・一六六デジオプトリ」を「〇・一六六プリズムデジオプトリ」に改める。

別表第二第二十一号(二)表2中「T八一四一の八・一・七(しゃ光能力試験)」を「T八一四一(遮光保護具)の九・一f(遮光能力試験)」に、「T八一四一の八・一・七(しゃ光能力試験)」を「T八一四一(遮光保護具)の九・一f(遮光能力試験)」に改める。

別表第二第二十七号(二)イの表の備考中(紙の繊維組成試験方法)を「紙、板紙及びバルブ繊維組成試験方法」に改める。

別表第二第二十九号クレンザーの項(二)中「せつけん試験方法」を「石けん試験方法」に改める。

別表第二第二十九号クレンザーの項(二)イ中「5・8」を「7・8」に改め、「同規格5・7・3(2)に規定する」3は「4」と読み替える。」を「同7・7・3bに規定する」記号3は「記号4」と読み替える。」に改める。

この告示は、平成十九年十一月十四日から施行する。

○経済産業省告示第百八十三号

家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三条の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十三号)の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年十一月十四日

電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示

電気機械器具品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二第九号(二)中「電気ミキサ」を「電気ミキサ・電気ジューサ」に改める。

